

[東京都北多摩北部建設事務所]
沿道掘削協議申請案内

※沿道区域内で掘削工事を行う際、**道路管理者との事前協議が必要**な場合があります。現場の状況により個別に判断しますので、必要資料を作成し、**事前協議を行ってください。**

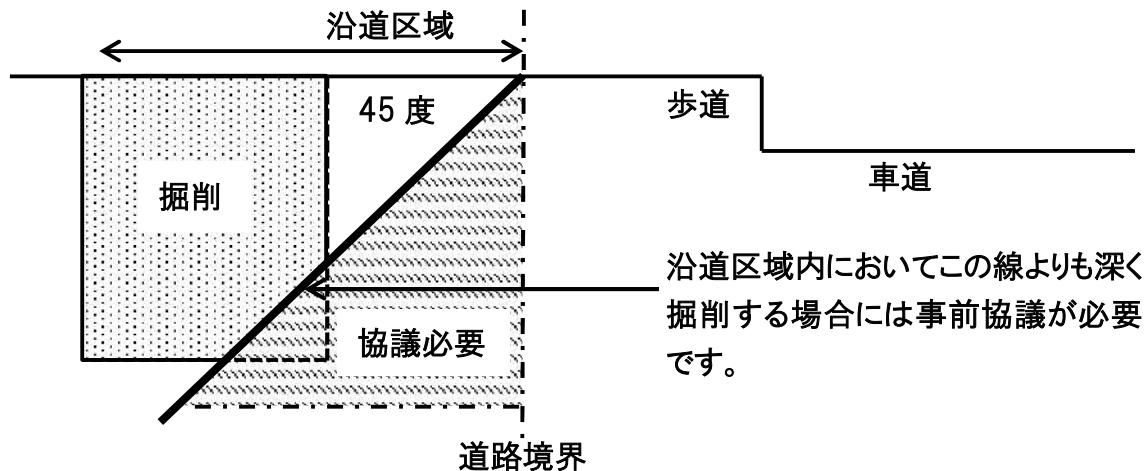
※**沿道区域**とは、道路の構造に損害を与えるなど、**交通上危険があると考えられる区域**です。

道路形態	沿道区域(道路境界より)
総幅員 20m以上	5m
総幅員 6m以上20m未満	3m
総幅員 6m未満	総幅員の 1/2
屈曲部で中心半径10m未満	屈曲部分について10m
並木・密生した樹木・竹林などが路傍にある場合	10m
道路に接して高擁壁がある場合	当該擁壁高の1.5倍 最大20m
道路に隣接して採石場等の危険な場所がある場合	その側は20m

◇事前協議の必要性の有無について

※**道路境界線から45度**の影響斜線より深く掘削する場合には事前協議が必要です。

※**山留工**について、「建設工事公衆災害防止対策要綱」では、掘削深さ1.5mを超える場合に、原則として施すことになっていますが、**沿道掘削協議では道路構造への影響により判断します。**



◇事前協議で必要な資料

- 掘削工事仕様書
- 断面図
- 山留計画図
- 計算書
- 引照点詳細図
- 現況写真
- その他道路管理者が指示した書類

◇お問合せ先（お越しの際は事前にお電話ください）

東京都北多摩北部建設事務所 管理課 道路管理担当
190-0023 立川市柴崎町 2-15-19
TEL: 042-540-9530・9531
FAX: 042-521-1550
MAIL: S8000424@section.metro.tokyo.jp

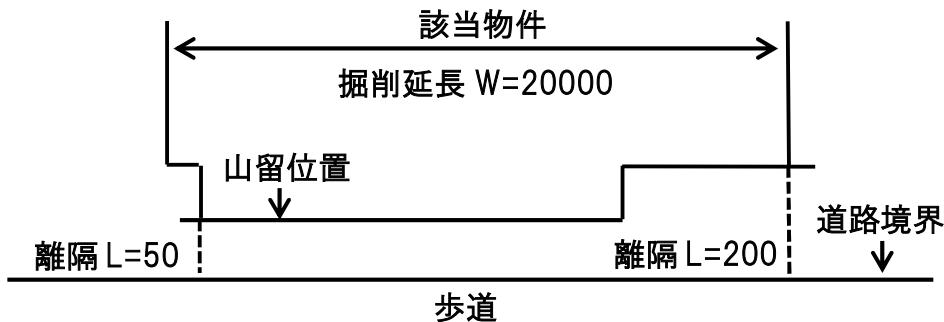
◇北多摩北部建設事務所管轄区域

昭島市・清瀬市・国立市・国分寺市・小平市
立川市・東久留米市・東村山市・東大和市・武蔵村山市

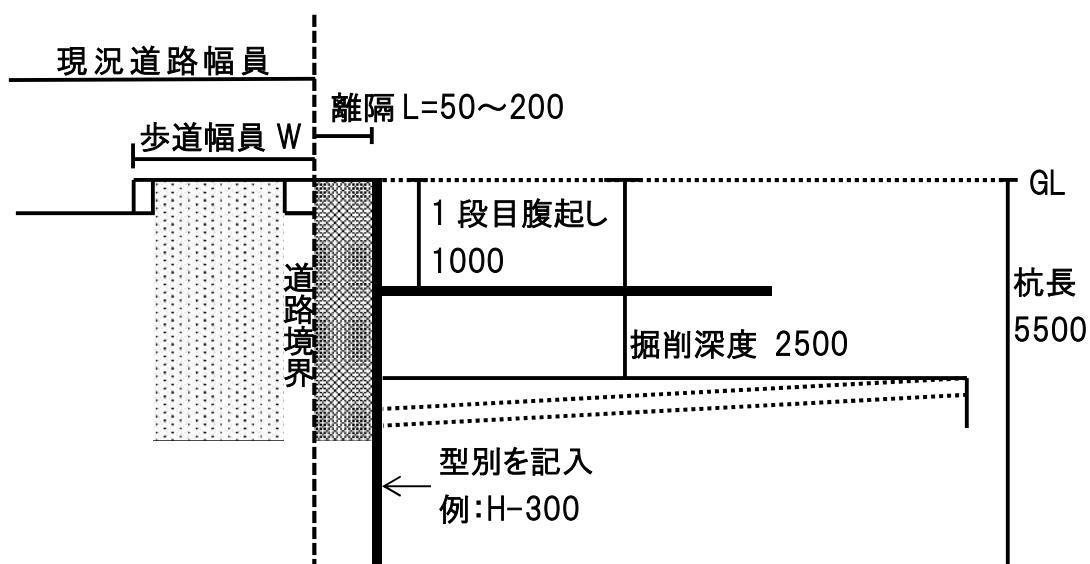
山留計画図（作成例）

※沿道掘削延長=20m、掘削深度=2.5mのとき

◇平面図（配置図等を兼用）



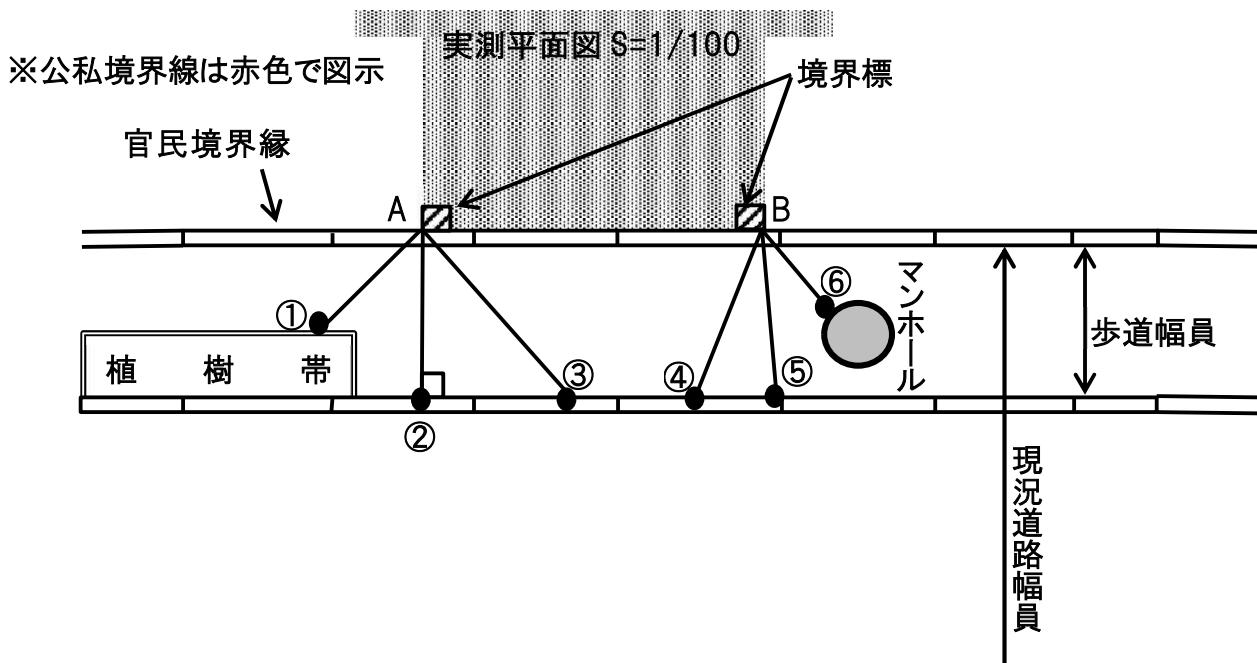
◇掘削断面図



◇留意点

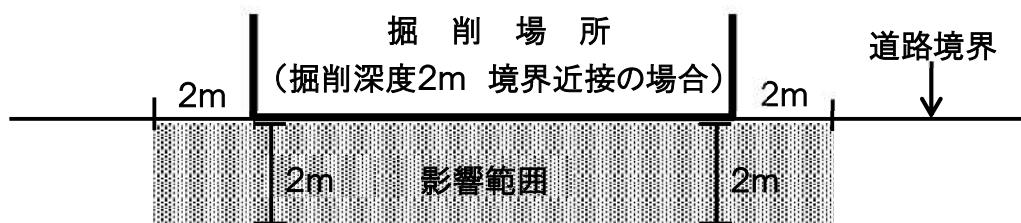
- 沿道区域を図に書き入れてください。
- 掘削延長は掘削場所の隣地境界杭間（間口の長さ）の距離を記入してください。
ただし敷地内の一一部を掘削するときは山留延長を記入してください。
- 掘削深度は現地盤(GL)からの根切りの深さとしてください。
根切りの深さが複数になるときは、それぞれの深さを記入してください。
- 土留杭は H-300 を最小部材としてください。
- 土留板は最小厚を 3 cm としてください。
- 腹あこしの垂直間隔は 3 m 程度としてください。
- H鋼（外づら）と道路境界との離隔は最低 5 cm あけてください。
- H鋼のたわみは、地表面 3 cm 未満、底盤 1 cm 未満の変位内としてください。
- 土留杭は、できる限り残地しないでください。
- 「建設工事公衆災害防止対策要綱」を遵守してください。

引照点図（作成例）



◇留意点

- 引照点は境界標1つにつき、各3点とってください。
チヨークなどすぐに消えてしまうものは引照点として認められません。
- 引照点をとる角度は、境界標から垂直に1点、他の2点をそれぞれ60度でとり、二等辺三角形になる
ようにしてください(A)。ただし、場所によって難しい場合は、引照点は最低3点取れば良いものと
します(B)。
- 各引照点(①～③・④～⑥)間及び境界標(A・B点)と引照点間の距離を小数第3位まで明記し
てください。
- 引照点は掘削影響範囲外（下記図参照）にとってください。



- 引照点は、道路工事等の影響の少ない歩車道境界や植栽帯の縁石、マンホール等の縁にとつ
てください。
- 引照点は、歩道舗装部・マンホールの蓋・切下げ部等、任意に動く可能性のある物には設定しない
でください。
- A・B点及び各引照点(①～⑥)は明確な写真を添付してください。写真には撮影日が分かるよう日
付を入れてください。
- 境界の固定されていない場所等においては、現況を復元できるよう必要な措置を考慮し、係員
の承諾を受けてください。

掘削工事仕様書作成例

※ビル工事湧水を公共下水道に排出するには、**東京都下水道局へ公共下水道使用の届出**が必要になります。

掘削工事仕様書

1 山留工法

親杭・横矢板工法

オーガー併用杭打機を用いて穿孔し、親杭H鋼を立込む。

2 使用鋼材

親杭 H鋼 300

H・300×300×10×15 @1000 L=8.0m

3 矢板

厚さ30mm(松)

4 掘削深さ

3.35～3.85m

5 根入長さ

4.15～4.65m

6 使用重機

山留杭打機 ()

バックホー ()

7 親杭の処理

道路境界側H鋼8本については引き抜き、その他は残置する。

8 埋め戻し

地下部コンクリート打設後、型枠を撤去して、親杭H鋼との間を良質な山砂を使用し埋め戻し、充分突き固めて水締めをする。

9 排水方法

工事の雨水排水計画を行うと共に、雨水処理(溜め井及びポンプアップ)を実施する。

沿道掘削施行協議申請手続きの流れ

内容	対応	注意点
沿道掘削施行協議 事前協議	北多摩北部建設事務所 管理課 道路管理担当 ※来所前にお電話ください	「事前協議で必要な資料」を参照し、 資料を作成してください。
沿道掘削施行協議書(※) 提出	北多摩北部建設事務所 管理課 道路管理担当 ※来所前にお電話ください	ご提出いただいたてから回答まで 約2週間 ほどかかります(※後日追加で書類を提出していただく場合がございます。予めご了承ください)。回答書ができる次第、お電話にてご連絡いたします。
沿道掘削施行回答書 お渡し	北多摩北部建設事務所 管理課 道路管理担当	回答書と一緒に 着手届と工事完了届 をお渡しいたしますので工区へご提出ください。
着手届 提出	担当工区	工事開始前に 工区 へご提出ください。 工事完了届に必要な添付書類もあわせて確認してください。
工事完了届 提出	担当工区	工事終了時に 工区 へご提出ください。 現場立会または写真確認があります。

※ http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/appli/youshiki/douro_senyo.htmlより入手可能。

◇工区の管轄地区

工区	TEL(T)/FAX(F)	住所	所管区域
小平工区	(T) 042-343-0415 (F) 042-344-5720	小平市小川町 1-1090	小平市・国分寺市 東大和市・武蔵村山市
立川工区	(T) 042-529-0020 (F) 042-529-8138	立川市緑町 3233-2 防災センター内	昭島市・国立市・立川市
東村山工区	(T) 042-393-4111 (F) 042-395-7599	東村山市久米川町 4-32-8	清瀬市・東久留米市 東村山市